

寄稿

より確かな被害者等支援のために

～「犯罪被害者支援に関する調査」について～

警察庁給与厚生課被害者支援室長

杉本 孝

被害者等支援は、犯罪被害者等給付金という直接的経済支援から始まり、やがて専門的な精神面への支援に広がり、さらに広く国民の理解と共感の中で、被害者等が再び平穏な生活を取り戻すことができるよう、経済面、精神面、就労、就学、居住環境といった幅広くかつ途切れることのない支援の実現を目指して努力が行われています。これらの努力が真に被害者等の立ち直りに有用であるためには、被害者等が何を必要とし、何に満足し、何に不足を感じているのかを知ることが重要です。

そこで、警察庁では、警察による犯罪被害者支援の効果を検証し、警察の被害者支援の更なる充実に活用するため、平成19年度から21年度にかけて犯罪被害給付の裁定を受けられた方881人を対象にアンケート調査を行い、395人の方から回答をいただき、その結果を「犯罪被害者支援に関する調査分析結果報告書」として本年4月に公表しました（当庁ホームページ<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>）。紙面も限られておりますので、以下、その概要を簡略に説明します。

調査対象とした施策は14ありますが、大別すると、①捜査の状況等の情報提供、②犯罪被害給付金、③初診・診断書、遺体搬送費等の公費負担、④被害者の心情に配慮するための事情聴取室・支援車両の活用、⑤支援担当の専門要員、⑥カウンセリング、⑦民間支援団体との連携などです。これら警察が行う各種支援施策の認知度、

利用状況、満足度等について回答をいただきました（ただし、調査対象となった犯罪の発生時点で一部の警察でまだ行われていなかった施策もあり、認知度や利用状況の回答に影響を与えている可能性があります。）。

まず、認知度ですが、「被害に遭う前から知っていた」方はいずれについても1割未満です。頼れるものがあることを予め知っていれば、実際に被害にあったときの混乱をわずかでも軽減できると思われることから、警察としては、より一層、広く国民に支援施策の効果的な広報を行わなければなりません。また、「現在まで知らない」とした方も③以下で多くなっています。これについては、最初の段階で「被害者の手引き」などにより警察官から説明したとしても、混乱の最中にある被害者等には届いていないことを意味しています。今後、被害者等の状況をよりきめ細かく見つめ、必要な支援を必要なときにアドバイスし、必要な支援を実際に被害者等が利用できるようにしなければなりません。

次に利用状況ですが、①②③については多くの方が利用されていますが、⑥⑦についてはやや低調です（犯罪発生時点における施策の充実度合いが影響を及ぼしている可能性があります。）。⑥⑦を利用した方の満足度は他の施策と同様に非常に高く、今後の更なる充実と利用の勧奨が強く望まれるものです。

最後に満足度ですが、いずれの施策についても、利用した方の満足度は高いものがあり、被害後の心境変化についてみると、これらの支援に満足した方は、「社会全体に目が向くようになった」、「被害者支援に協力したい」と感じている割合が高く、被害に伴う困難な状況が継続していながらも、新しい局面を切り開いていく力を生み出している様子が見てとれます。

以上、簡略に説明しましたが、この結果をふまえ、警察の被害者支援施策とその運用が一層被害者等の実際のお役に立つよう努力していきたいと考えています。

